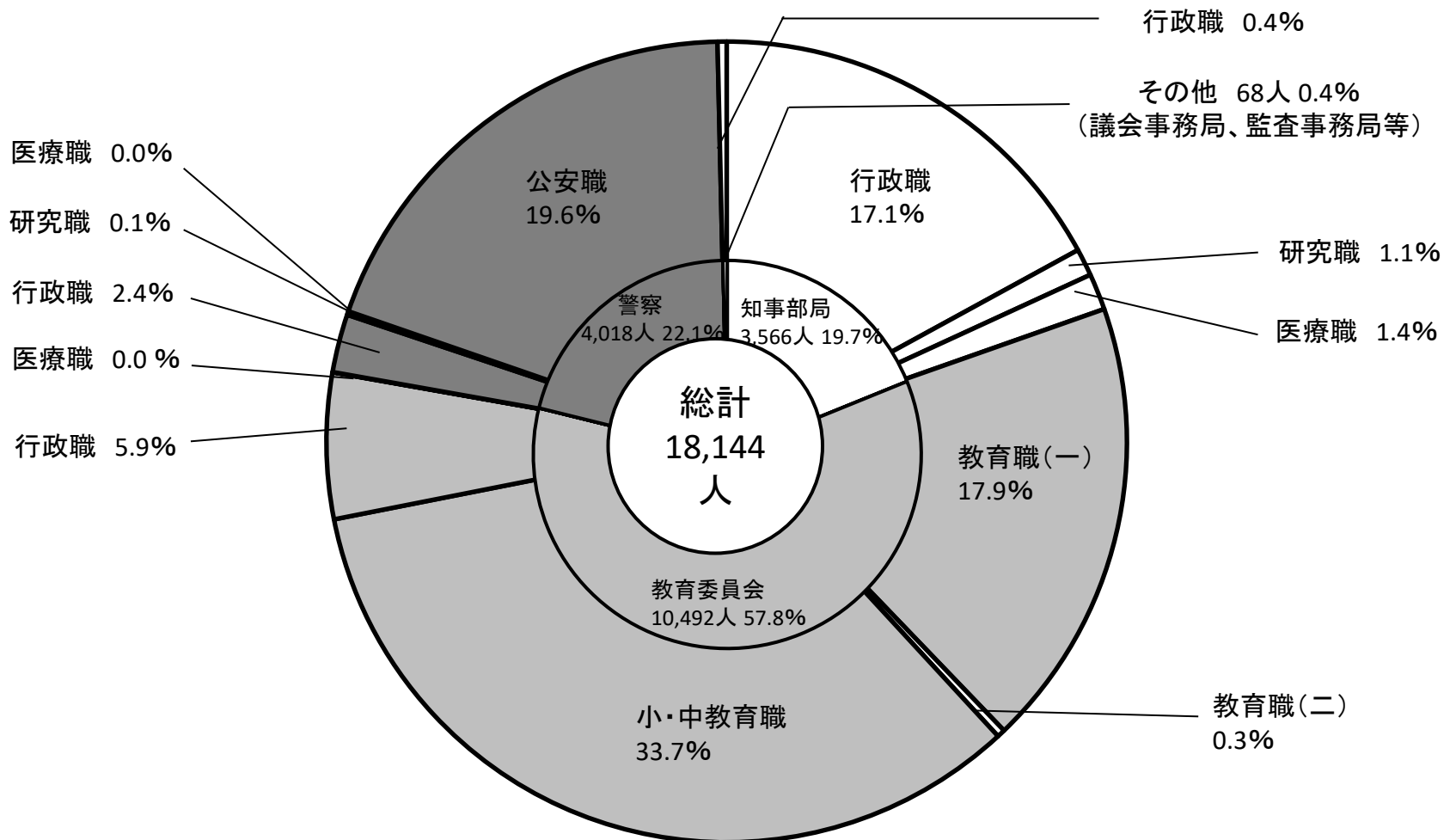


－給与勧告制度の仕組み－

令和7年10月
岡山県人事委員会

給与勧告の対象職員

人事委員会の給与勧告の対象となる職員は、給与条例の適用を受ける職員18,144人です。
(令和7年4月1日現在)



人事委員会勧告までの手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

民間給与実態調査

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上
【県内244事業所抽出】

事業所別調査

給与改定等の
状況

ボーナス
昨年8月から
本年7月まで

従業員別調査

4月分給与
約8,900人を対象

県職員の特別給の支給月数と
民間の特別給の支給割合を比較

職員給与実態調査

4月分個人別給与【対象人数:18,144人】

職員給与(行政職)と民間給与を比較
仕事の種類、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を比較(ラスパイレス方式)

・情勢適応の原則
(民間準拠)
・均衡の原則

国家公務員
給与制度

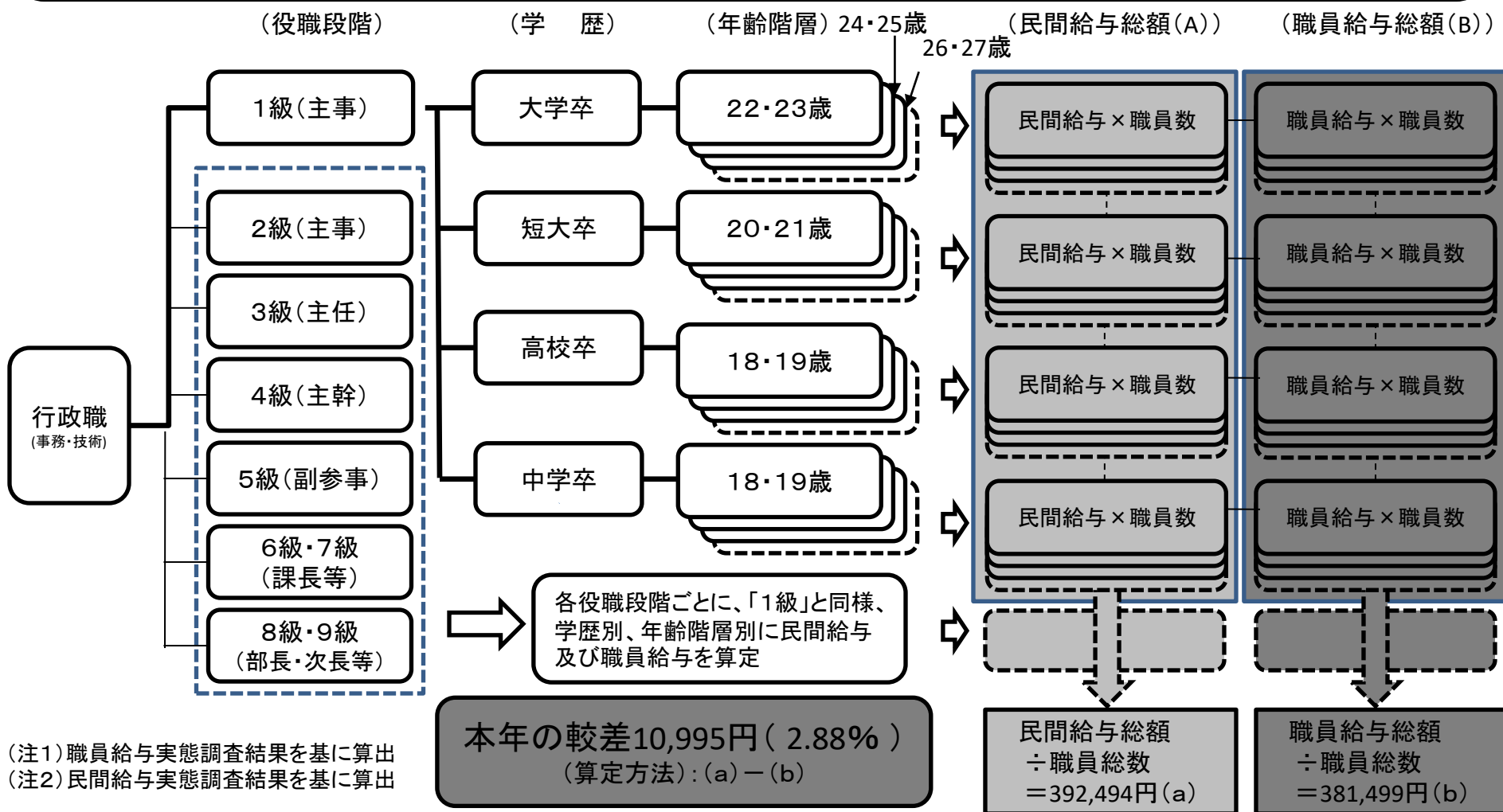
給料表・手当の改定内容を決定

人事委員会勧告

民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支給されている給与額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



給与勧告のポイント

1 公民給与の比較方法の見直し

- ・行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より大きな規模の企業と比較するため、比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ

2 月例給

- ・改定率 2.87% 改定額 10,960円
- ・若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
- ・初任給の引上げ(行政職 大卒 232,100円 → 243,900円、高卒 200,500円 → 213,000円)

3 期末手当・勤勉手当

- ・年間の支給割合を0.05月分引上げ(4.60月分 → 4.65月分)
- ・民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分

4 初任給調整手当

- ・医師に係る初任給調整手当について医師の処遇確保の観点から改定

5 地域手当

- ・国家公務員に準じて改定
- ・岡山市:3%→4%、倉敷市:2%→4%

給与勧告のポイント

6 通勤手当

- ・自動車等使用者の手当額を、200円から13,200円までの幅で引上げ
- ・1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設
- ・自転車のみを使用する職員について定められた手当額を廃止し、自動車等使用者として一本化
- ・月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう改定

7 教師の処遇改善

- ・教職調整額を令和12年度までに段階的に10%に引上げ(令和7年度は5%に引上げ)
- ・管理職の給料月額に、教職調整額の段階的な改善とあわせ必要な額を加算

8 その他の手当

- ・宿日直手当について、国家公務員に準じて引上げ改定
- ・特地勤務手当について、地域手当との減額調整を廃止

9 実施時期

- ・令和7年 4月1日: 月例給、初任給調整手当、通勤手当(手当額の引上げ)、宿日直手当、特地勤務手当
- ・令和7年12月1日: 期末手当・勤勉手当
- ・令和8年 1月1日: 教師の処遇改善
- ・令和8年 4月1日: 地域手当、通勤手当(駐車場・自転車利用者)
※月途中からの通勤手当支給については、国家公務員の取扱に準じて措置